

○宜野湾市生活環境保全条例施行規則

昭和49年 4 月10日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は宜野湾市生活環境保全条例(昭和48年宜野湾市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(騒音発生施設)

第 2 条 条例第 2 条第 6 号の規定による施設等は別表第 1 に掲げるとおりとする。

(規制基準)

第 5 条 条例第 2 条第 9 号の規定による規制基準のうち騒音に関する基準は別表第 3 に掲げるとおりとし、その他に関する基準は県条例及び関係法令に定めるとおりとする。

(騒音発生施設の届出)

第 7 条 条例第23条の規定による届出は様式第 1 号による届出書によつてしなければならない。

別表第 1

(平27規則16・一部改正)

| 項目  | 番号 | 施設又は作業の名称                                           |
|-----|----|-----------------------------------------------------|
| 第 1 | 一  | 金属加工機械                                              |
|     |    | 1 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの。)                 |
|     |    | 2 製管機械                                              |
|     |    | 3 ベンディングマシン(ロール式のものであつて原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) |
|     |    | 4 液圧プレス(矯正プレスを除く。)                                  |
|     |    | 5 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの                      |

|   |                                                                |
|---|----------------------------------------------------------------|
|   | に限る。)                                                          |
|   | 6 せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに<br>限る。)                        |
|   | 7 鍛造機                                                          |
|   | 8 ワイヤーフォーミングマシン                                                |
|   | 9 ブラスト(タンブラスト以外のものであつて密閉式のものを<br>除く。)                          |
|   | 10 タンブラー                                                       |
|   | 11 切断機(といしを用いるものに限る。)                                          |
| 二 | 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上<br>のものに限る。)                     |
| 三 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機<br>の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)      |
| 四 | 織機(原動機を用いるものに限る。)                                              |
| 五 | 建設用資材製造機械                                                      |
|   | 1 コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除<br>き、混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)    |
|   | 2 アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム<br>以上のものに限る。)                   |
| 六 | 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5<br>キロワット以上のものに限る。)             |
| 七 | 木材加工機械                                                         |
|   | 1 ドラムバーカー                                                      |
|   | 2 チツパー(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに<br>限る。)                        |
|   | 3 碎木機                                                          |
|   | 4 帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キ<br>ロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出 |

|     |    |                                                                               |
|-----|----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 |    | 力が2.25キロワット以上のものに限る。)                                                         |
|     | 5  | 丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。) |
|     | 6  | かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。)                                             |
|     | 八  | 抄紙機                                                                           |
|     | 九  | 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)                                                           |
|     | 十  | 合成樹脂用射出成形機                                                                    |
|     | 十一 | 鋳型造形機                                                                         |
|     | 一  | 1 動力を使用する碎石機(建設現場に設置するものを除く。)                                                 |
|     |    | 2 動力を使用するじやり選別機                                                               |
|     |    | 3 木材用の動力のこぎり機(動力0.75キロワット以上のものに限る。)又は動力かんな盤(動力0.75キロワット以上のものに限る。)             |
|     |    | 4 アスファルトプラント                                                                  |
|     |    | 5 コンクリートプラント(容量0.3立方メートル未満のものに限る。)                                            |
|     |    | 6 圧縮機(動力2.25キロワット以上、7.5キロワット未満を用いるものに限る。)                                     |
|     |    | 7 送風機(動力2.25キロワット以上を用いるものに限る。)                                                |
|     |    | 8 デイゼルエンジン(出力7.5キロワット以上のものに限る。)又はガソリンエンジン(出力7.5キロワット以上のものに限る。)                |
|     |    | 9 動力を使用するプレス機械                                                                |
|     |    | 10 動力を使用するシャーリングマシン                                                           |
|     |    | 11 ポータブルグラインダー                                                                |
|     |    | 12 カットグラインダー                                                                  |

|     |   |                                        |
|-----|---|----------------------------------------|
| 第 3 | 一 | 13 動力を使用する織機又は編機                       |
|     |   | 14 冷凍冷蔵機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)   |
|     |   | 15 スチームクリーナー                           |
|     |   | 1 板金(0.5ミリメートル以上の材料を用いるものに限る。)又は製かんの作業 |
|     |   | 2 鉄骨又は橋梁の組立ての作業(建設又は建築の現場作業を除く。)       |
|     |   | 3 鋼製船舶の建造又は修理の作業                       |
|     |   | 4 合成樹脂の成型の作業                           |
|     |   | 5 ガスを用いる金属の切断の作業                       |

別表第 3

(平27規則16・一部改正)

騒音発生施設等において発生する騒音の規制基準

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間                  | 朝夕                                           | 夜間                      |
|----------------|---------------------|----------------------------------------------|-------------------------|
|                | 午前 8 時から午後<br>7 時まで | 午前 6 時から午前<br>8 時まで及び午後<br>7 時から午後 9 時<br>まで | 午後 9 時から翌日<br>の午前 6 時まで |
| 第一種区域          | 45デシベル              | 40デシベル                                       | 40デシベル                  |
| 第二種区域          | 50デシベル              | 45デシベル                                       | 40デシベル                  |
| 第三種区域          | 60デシベル              | 55デシベル                                       | 50デシベル                  |
| 第四種区域          | 65デシベル              | 60デシベル                                       | 55デシベル                  |

ただし、この表に掲げる第二種区域、第三種区域、又は第四種区域に所在する次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 7 条に規定する児童福祉施設

- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- (4) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、第1条の6に規定する介護老人保健施設及び第2条に規定する助産所(診療所及び助産所については、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
- (5) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設  
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

| 項目           |      | 規制基準                                        |
|--------------|------|---------------------------------------------|
| 騒音の大きさ       |      | 特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85デシベルを超える大きさのものでないこと。 |
| 作業ができない時間    | 一号区域 | 午後7時から午前7時                                  |
|              | 二号区域 | 午後10時から午前6時                                 |
| 一日の作業時間      | 一号区域 | 10時間以内                                      |
|              | 二号区域 | 14時間以内                                      |
| 同一場所における作業時間 |      | 連続して6日以内                                    |
| 日曜・休日における作業  |      | 禁止                                          |

一号区域：騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された区域のうち次のいずれかに該当する区域として市長が指定した区域であること。

イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する児童福

祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、第1条の6に規定する介護老人福祉施設及び第2条に規定する助産所(診療所及び助産所については、患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、図書館法第2第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の敷地の概ね80メートルの区域内であること。

二号区域：同法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域

